

6. 定款改正

一般社団法人 日本腎臓学会 定款の改正にあたって

【改正趣旨】

本件は、日本腎臓学会国際委員会から「国際名誉会員」を新たに追加したいとの提案があり、これを理事会で承認したことに基づき、以下定款の内容を改正するものである。

改正内容は、以下のとおりである

一般社団法人 日本腎臓学会 定款

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の通りとする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 名誉会員 この法人に対し特に功労のあった者、又は腎臓学の発展に関し功労のあった者のうちから、理事会が推薦し、総会の議決をもって承認された者
- (3) 団体会員 この法人の目的に賛同する法人または団体
- (4) 賛助会員 この法人の目的並びに事業を援助する個人又は法人
- (5) 国際名誉会員 この法人の発展および腎臓学の領域において多年著しい功労のあった者で、理事会が推薦し、総会の議決をもって承認された者

- 2. 前項1号の正会員をもって、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書に記入して理事長へ提出し、理事会の承認を受けなければならない。但し、前条第1項第2号により名誉会員に承認された者及び前条第1項第5号により国際名誉会員に承認された者は入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員になるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 名誉会員及び国際名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

第13章 附 則

- 4. 本定款は一部改正の上、平成28年6月17日から施行する。